

## 江洲土地区画整理事業の換地処分に伴う住所 (所在地)変更のお知らせ

昭和 59 年より事業実施しております江洲土地区画整理事業に関しまして、9月中旬~ 10 月下旬頃換 地処分の公告を予定しております。それに伴い、施行区域内にお住まいの方および事業を営まれている 方の住所等が変わります。住所(所在地)変更の際に生じる諸手続きに必要な証明書を市役所にて無料 発行いたします。なお、換地処分の日程が確定いたしましたら、住所(所在地)変更通知書を対象者へ 送付いたしますので、ご確認の程よろしくお願いします。

※詳細については、都市政策課までお問い合わせください。

#### 【江洲土地区画整理事業施行区域】



お問合せ先 都市政策課 ☎923-7620

# 金生活者支援給付金制度について

「年金生活者支援給付金」とは、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者を支 援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りは、請求書の提出が必要です。なお、既に受給している方のうち引き続き支給要件に該当して いる場合は、新たな手続きは不要です。

## 対象となる方

#### ■「老齢基礎年金」を受給している方

- 以下の要件を、すべて満たしていること。
- ①65歳以上である。
- ②世帯員全員とも市民税が「非課税」である。
- ③年金収入額とその他所得額の合計が、「約 88万円以下」である。

#### ■「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を 受給している方

以下の要件を、満たしていること。

①前年の所得額が、「約472万円」である。

## 請求手続き

#### ■ 新たに、「年金生活者支援給付金」をお受け取りになれる方

お受け取りの対象と思われる方には、日本年金機構から、8月下旬頃より、請求可能な旨のお知らせ が送付されます。

同封のハガキ(年金請求者支援給付金)に必要事項を記入して提出(投函)してください。

※令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取るこ とができます。

#### ■ 年金をこれから受給し始める方

年金の請求手続きをこれから行う方で、対象となる場合には、この「年金生活者支援給付金」の請求 手続きも併せて行ってください。

## お問合せ

ご不明の点は、下記の連絡先までお問合せください。

- うるま市役所 市民課 国民年金係 14.973-5498
- コザ年金事務所 TEL933-2267
- 給付金専用ダイヤル TEL0570-05-4092

#### 〈ご注意〉

日本年金機構、厚生労働省や市役所から、電話で皆様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお 聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありませんので、お気をつけください。

### 日本年金機構からのお知らせ

- ●日本年金機構では、みなさまのお役に立てそうな様々な情報をツイートしています。ぜひご覧く ださい。日本年金機構公式ツイッター (@Nenkin Kikou)
- ●皆様へ、国民年金制度の内容やメリットをわかりやすく「動画」でご案内。 http://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/okinawa./html





